

# 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業等について

**第188回 市町村職員を対象とするセミナー  
「頼れる身寄りがいない高齢者等への支援について」**

**令和8年10月9日**

**厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課  
成年後見制度利用促進室**

## 目 次

- 1 社会福祉法等の一部を改正する法律について
- 2 令和9年度概算要求等について

# 1

## 社会福祉法等の一部を改正する法律について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 社会保障審議会福祉部会報告書(概要)①

## 【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、人口減少・単身世帯の増加等の社会情勢の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズ、人口構造や世帯構成の変化スピードの地域差、地域における支え合い機能の脆弱化への対応が課題
- ・ 全ての市町村で、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要

## 1. 地域共生社会の更なる展開について

### ① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために市町村が実施すべき施策の明確化  
(1) 地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、(2) 支援関係機関同士の連携体制整備、(3) 地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- ・ 支援会議を活用可能な市町村の拡大(※)、市町村が地域の見守り等に協力する団体を委嘱できる仕組みの創設  
※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- ・ 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入
- ・ 生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがいない高齢者等が含まれることの明確化等

### ② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ 過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設  
福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を縦割りの基準から分野横断的な基準に柔軟化、地域との協働促進を図る事業を実施

### ③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ 地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化
- ・ 福祉以外分野との連携・協働の強化

## 2. 頼れる身寄りがいない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

### ① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ 頼れる身寄りがいない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付ける

### ② 中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネートや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う中核機関の法定化

# 社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）の概要

## 改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

- ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。  
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
- ② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点運営する事業の新設等を行う。
- ③ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
- ④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
- ⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。
- ⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

### 2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士土法、平成19年士土法改正法】

- ① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。
- ② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
- ③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

### 3. 支援基盤の強化等【社福法】

- ① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。
- ② 災害派遣福祉チーム（DWA T）として活動する人材登録の仕組みを整備する。等

## 施行期日

令和9年4月1日（ただし、2. ②の一部は公布日、2. ③は公布後1年6月以内に政令で定める日、1. ③及び⑤の一部は公布後2年以内に政令で定める日、1. ⑤、⑥及び2. ①の一部は公布後3年以内に政令で定める日）

※ 7月28日資料から一部追加変更あり

# 【全国自治体向け厚生労働省説明資料】 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行等に向けて

(説明動画)

<https://www.youtube.com/watch?v=brXOAR6nvqE>



令和 8 年 7 月 28 日

社会・援護局 地域福祉課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 【1. 包括的な支援体制整備（全般）関係】

## ⑥頼れる身寄りのない高齢者等に対する第二種社会福祉事業の新設

### 制度改正等の内容

#### （背景・課題）

- ・高齢者を中心として、単身世帯等の増加が見込まれ、地縁・血縁・社縁といった支え合い機能が脆弱化する中、「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人がいない者の割合が高くなっており、その結果、これまで家族・親族等が担っていたと考えられる日常生活支援や入院・入所手続き、死後事務などへの対応が生活上の課題として顕在化してきている。

#### （制度改正の内容）

- ・頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力が不十分な者に対し、日常生活支援・円滑な入院等の手続支援・死後事務の支援を、利用者のうち一定割合以上に無料又は低額の料金を提供する事業について、第二種社会福祉事業に位置付ける（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）。（社福法第2条第3項第12号関係）

### 今後の対応

- ・福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業（公布後2年以内に政令で定める日に施行）について、今後、調査研究事業等を通じて事業者向けのガイドライン等を策定し、事業の詳細等を提示する予定。

#### （お願いしたいこと）

- ・福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業は、第二種社会福祉事業であり、実施主体は事業の開始に当たって都道府県知事へ届出を行う。そのため、都道府県においては、届出のあった実施主体に対して、今後策定するガイドライン等を踏まえつつ、適切な指導監督をお願いしたい。
- ・福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業も支援策の一つであることから、市町村においては、本事業が地域のニーズを踏まえた内容となるよう、今後、社会福祉協議会等をはじめとする実施主体と事業の実施内容等について協議する等により、地域における支援ニーズを踏まえた支援体制となるよう検討をお願いしたい。

# 1. ③ 頼れる身寄りがない高齢者等・判断能力が不十分な者を対象とする第二種社会福祉事業の新設

## 現状・課題

- 単身世帯等の増加が進む中で、頼れる身寄りがない高齢者等にとって、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる**日常生活支援や入院・入所手続、死後事務などへの対応**が生活上の課題として顕在化している。  
いわゆる「高齢者等終身サポート事業」はこうしたニーズへの対応策の一つであるが、一定程度の費用が必要となることもあるため、**資力が十分にない者も利用できる事業**が求められている。
- 成年後見制度について、現在、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することを可能とする見直しが進められている。成年後見制度が見直された後においても、判断能力が不十分な者が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、**地域における成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実**させていく必要がある。

## 見直し内容

- 頼れる身寄りがない高齢者等や判断能力が不十分な者に対し、日常生活支援・円滑な入院等の手続支援・死後事務の支援を、**利用者のうち一定割合以上に無料又は低額の料金を提供する事業について、第二種社会福祉事業に位置付ける**（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）。

| 福祉サービス利用援助事業                                          |                                                        | 社会情勢等の変化等                                                                                         |          | 法改正後 |                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者                                                   | 判断能力が不十分な者                                             | 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の拡充・発展                                                                      | 単身世帯等の増加 | 対象者  | 頼れる身寄りがない高齢者等 + 判断能力が不十分な者                                                                                                                                                                                                              |
|                                                       | 成年後見制度の見直しの動き                                          |                                                                                                   |          |      |                                                                                                                                                                                                                                         |
| 事業内容                                                  | 日常生活支援<br>・福祉サービスの利用援助<br>・日常的金銭管理サービス<br>・書類等の預かりサービス |                                                                                                   |          | 事業内容 | 日常生活支援（福祉サービス利用援助事業同様）<br>地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことが目的<br>+<br>入院入所等手続支援<br>入退院・入退所等の手続が円滑に進められるよう支援を行うことが目的<br>例：入退院等の手続支援、緊急連絡先の提供、費用の支払代行<br>+<br>死後事務支援<br>利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことが目的<br>例：葬儀・納骨・家財処分の契約手続支援、行政官庁への届出 |
|                                                       | 無料又は低額                                                 | 生活上の課題の例<br>緊急連絡先がなく、入院・入所等の手続ができない<br>医療費の支払等の手続ができない<br>葬儀・納骨等の死後の手続をする人がいない<br>空き家や残置物の処分ができない |          |      | 利用料                                                                                                                                                                                                                                     |
| 地域住民が生活支援員として意思決定支援をしながら尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助の仕組みとして機能 |                                                        |                                                                                                   |          |      |                                                                                                                                                                                                                                         |

福祉サービス利用援助事業の拡充・発展

地域住民が生活支援員として意思決定支援をしながら尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助の仕組みとして機能

- 頼れる身寄りがない高齢者等が地域で安心して自立した生活を継続するための支援策の充実
- 判断能力が不十分な者の地域生活を支えるための総合的な権利擁護支援策の充実

# 令和8年度の調査研究事業等について

## 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の適正な事業運営の確保に向けたガイドラインの策定に向けた調査研究事業

### (目的)

成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業 令和8年度当初予算額:22,838千円 (受託者:株式会社日本総合研究所)

厚生労働省における総合的な権利擁護支援策の構築に向けた検討に資するため、判断能力が不十分な人が新たな事業を利用する場合の契約の有効性等について整理するとともに、既存の高齢者等終身サポート事業者における利用料金等の事業運営の現状や社会保障審議会福祉部会報告書の内容を踏まえた新たな事業のガイドラインの策定に取り組む。

### (事業内容)

- (1)判断能力が不十分な人における新たな事業の契約締結に必要となる判断能力の程度及びその評価方法等の整理等
- (2)新たな事業のガイドラインの検討等
- (3)「高齢者等終身サポート事業」におけるモデル的な利用料金等の在り方の検討等

## 社会福祉協議会向けの福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の実施マニュアル作成に向けた調査研究事業

### (目的)

社会福祉推進事業 令和8年度予算額:10,000千円 (受託者:社会福祉法人全国社会福祉協議会)

新たな第二種社会福祉事業については、多様な主体が実施できるようにすることが必要である一方、都道府県の区域であまねく事業が実施されるよう、社会福祉協議会において安定的に事業を実施するための実施マニュアルの策定に取り組む。

### (事業内容)

現在の日常生活自立支援事業のマニュアルを改定し、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業を社会福祉協議会が実施する際のマニュアルを作成。

### 調査検討に係る検討会の構成員(想定)

- ・学識経験者(民法、社会福祉等)
- ・権利擁護の実務経験者
- ・社会福祉協議会
- ・自治体
- ・高齢者等終身サポート事業者

### 検討期間

令和8年度～令和9年度(予定)

# 【1. 包括的な支援体制整備（全般）関係】

## ⑦頼れる身寄りのない高齢者等を地域で支えるための支援体制の整備

### 制度改正等の内容

#### （背景・課題）

- ・頼れる身寄りがない高齢者等の支援ニーズは医療・介護、住まい、貧困など多岐にわたるため、地域の多様な主体による取組や他の法的制度等の活用も含め、地域全体で支援体制の確保に取り組むことが重要である。
- ・頼れる身寄りがない高齢者等への支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討し、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発することなど地域におけるネットワークの構築が必要。

#### （制度改正の内容）

- ・頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応について、生活困窮者自立相談支援事業や障害者相談支援事業の対象として明確化等するとともに、生活困窮者の見守りも含めた居住の支援を行う地域居住支援事業の対象となることを明確化。（困窮法第3条第2項第1号関係、第3条第6項第2号関係、介保法第115条の45第2項及び第115条の48関係、障害者総合支援法第77条第1項第2号関係）

### 今後の対応

- ・市町村を中心に地域におけるネットワークを構築し、地域全体で頼れる身寄りがない高齢者等の支援体制の確保に取り組むため、①～③について、自治体に対して年明け以降に周知予定。
- ① 社会福祉法第106条の3第2項に基づく包括的な支援体制の整備のための「大臣指針」に頼れる身寄りがない高齢者等の支援に係る市町村の役割等に関する事項を明記。
- ② 社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画の「計画策定ガイドライン」において、頼れる身寄りがない高齢者等の支援に係る事項を明記。
- ③ 頼れる身寄りがない高齢者を地域の関係機関が円滑に支援するための、都道府県・市町村におけるガイドラインの作成や相互のネットワークの構築等についての取組事例を収集し、情報提供を行う。

#### （お願いしたいこと）

- ・頼れる身寄りがない高齢者等を地域で支えるための支援体制を整備するに当たり、地域福祉計画の改定やガイドラインの策定を念頭に、各市町村において、
  - ①頼れる身寄りがない高齢者等がどのような課題を抱えているのか、
  - ②頼れる身寄りがない高齢者等を支援している地域の支援機関がどのような対応をしているか等の頼れる身寄りがない高齢者等の実態の把握をお願いしたい。

# 【 1 . 包括的な支援体制整備（全般） 関係】

## ⑧ 地域権利擁護相談支援センター

### 制度改正等の内容

#### （背景・課題）

- ・ 民法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 45 号）により成年後見制度の見直しが行われ、法定後見について、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能となることとなった。
- ・ 成年後見制度の見直し後においても、判断能力が不十分な者が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、地域における成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていくとともに、成年後見制度を含む地域における権利擁護制度を適切に利用できる支援体制の構築が必要。

#### （制度改正の内容）

- ・ 地域における権利擁護制度（成年後見制度や各種権利擁護事業）の適切な利用の支援を図るため、
  - ①権利擁護に携わる支援関係者や本人等に対する相談支援、
  - ②地域の関係機関・民間団体の連携体制の整備に関する事務を市町村の努力義務とする。（社福法第 106 条の 15 関係）
- ・ 市町村は、地域における権利擁護制度の適切な利用の支援の中核を担う機関として、①・②の事務を行うことを目的とする「地域権利擁護相談支援センター」※を設置可能とする。（社福法第 106 条の 16 関係）
- ・ また、市町村は、権利擁護に携わる地域の関係機関・民間団体によって構成され、①・②の事務の効果的な実施のために必要な情報の交換や、地域における連携体制の整備に関する検討等を行う「会議体」※を設置可能とする。（社福法第 106 条の 17 関係）

※地域権利擁護相談支援センター、会議体には秘密保持義務

### 今後の対応

#### （今後の対応）

- ・ 地域権利擁護相談支援センターの事業実施の方針や委託先、設置の届出等を定める省令について、本年秋頃に公布予定。
- ・ 施行に向けて、市町村及び現在の中核機関職員等が地域権利擁護相談支援センターを円滑に運用できるよう、法改正及び省令の内容を踏まえた運営マニュアルを作成し、周知する予定。
- ・ 現在の第二期成年後見制度利用促進基本計画は令和 8 年度までを計画期間としているため、今年度中に次期基本計画を策定する予定。

#### （お願いしたいこと）

- ・ 中核機関が未設置の市町村におかれては、制度改正の趣旨も踏まえ、令和 9 年 4 月 1 日の施行に向けて、センター設置の検討を進めていただきたい。その際、単独設置に限らず、複数市町村による広域設置も選択肢となることを踏まえ、中核機関の立ち上げ支援等を行う市町村に対する補助事業の活用も、併せてご検討いただきたい。
- ・ 民法及び社会福祉法の改正を踏まえつつ、来年度からの次期基本計画の策定を進めており、策定動向を注視いただきたい。

# 1. ③ 頼れる身寄りがいない高齢者等への相談支援機能等の強化 1. ④ 成年後見制度等の適切な利用の支援

## 現状・課題

- 福祉の各領域（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制の枠組みにおいて、頼れる身寄りがいない者からの相談が寄せられた場合に対応はしているものの、積極的な体制整備が行われていない現状があり、現在、居宅介護支援事業所においてやむを得ず実施せざるを得ない法定外業務（いわゆるシャドウワーク）に係る生活ニーズについても、地域全体として対応していく必要がある。
- 成年後見制度が必要なくなったときに利用を終了することが可能な制度へと見直されることを踏まえ、判断能力が不十分な者が、成年後見制度や地域における権利擁護事業を適切に利用できるよう、権利擁護に関わる地域の関係機関・民間団体等の連携協力体制を構築する必要がある。

## 見直し内容

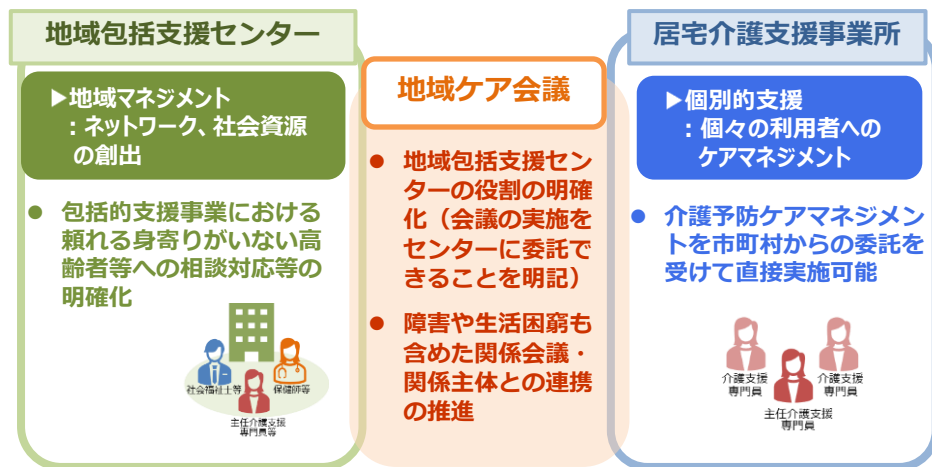
### <頼れる身寄りがいない高齢者等の支援体制の整備>

- 地域における頼れる身寄りがいない高齢者等の相談支援体制の整備及び地域資源の活用・開発を推進する観点から、
  - ・ 頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応について、介護保険制度の包括的支援事業（総合相談支援事業）の相談対象として明確化等するとともに、各市町村で地域課題として議論し実効的な課題解決を行うため、圏域ごとの体制づくりを行う観点から、地域ケア会議の実施を地域包括支援センターに委託できることを明記し、障害や生活困窮等の他分野も含めた関係会議・関係主体との連携を推進する。
  - ※ あわせて、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防・日常生活支援総合事業に係る第一号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について、居宅介護支援事業所も市町村から委託を受けて直接実施することを可能とする。
  - ・ 頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応について、生活困窮者自立相談支援事業や障害者相談支援事業の対象として明確化等するとともに、生活困窮者の見守りも含めた居住の支援を行う地域居住支援事業の対象となることを明確化する。

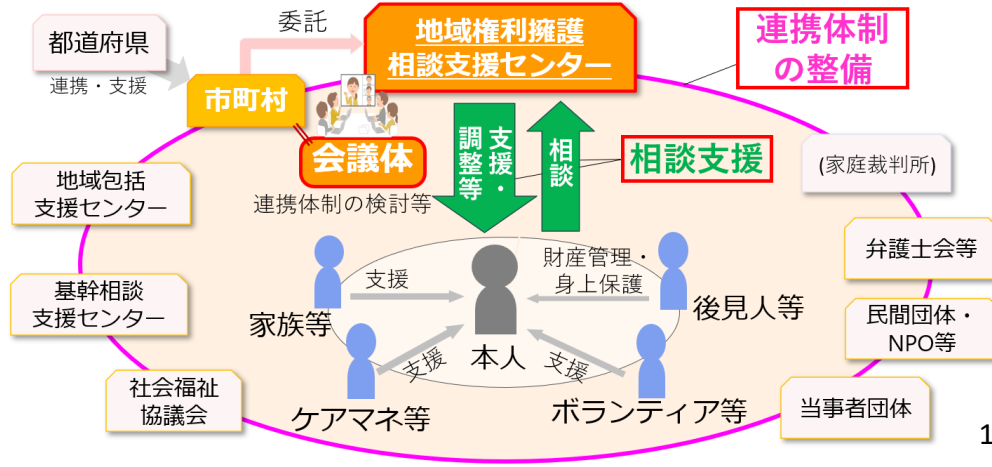
### <判断能力が不十分な者の支援体制の整備>

- 判断能力が不十分な者が成年後見制度や地域における権利擁護事業を適切に利用できるよう支援するため、権利擁護に携わる支援関係者や本人等に対する相談支援及び地域の関係機関・民間団体の連携体制の整備に関する事務を市町村の努力義務とするとともに、地域における権利擁護制度の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として、これらの事務を行うことを目的とする地域権利擁護相談支援センターやこれらの事務の効果的な実施のために必要な情報の交換や、地域における連携体制の整備に関する検討等を行う会議体を設置できるようにする（センター・会議には秘密保持義務。）。

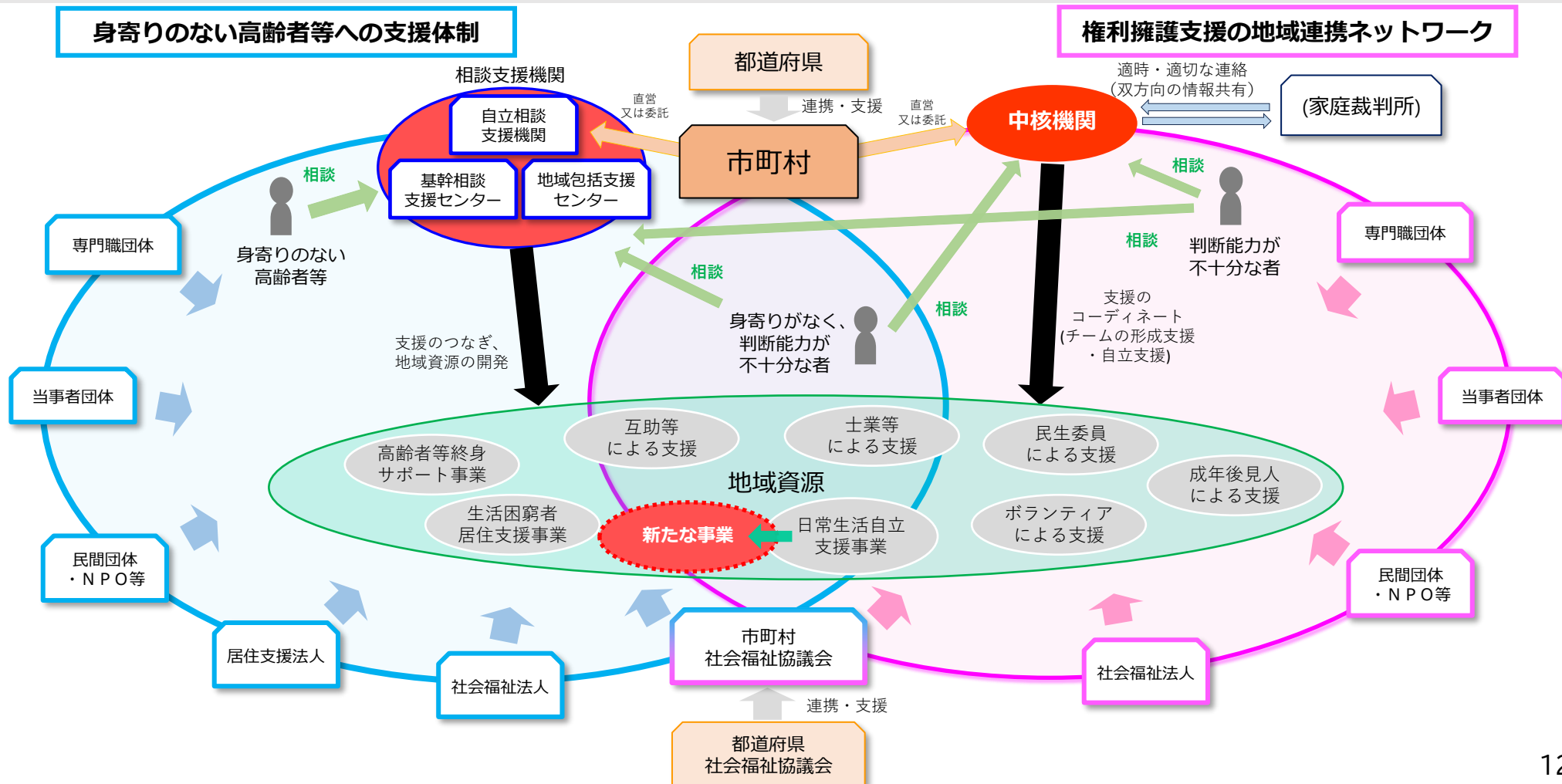
### 「介護分野での支援体制のイメージ」



### 「判断能力が不十分な者の支援体制のイメージ」



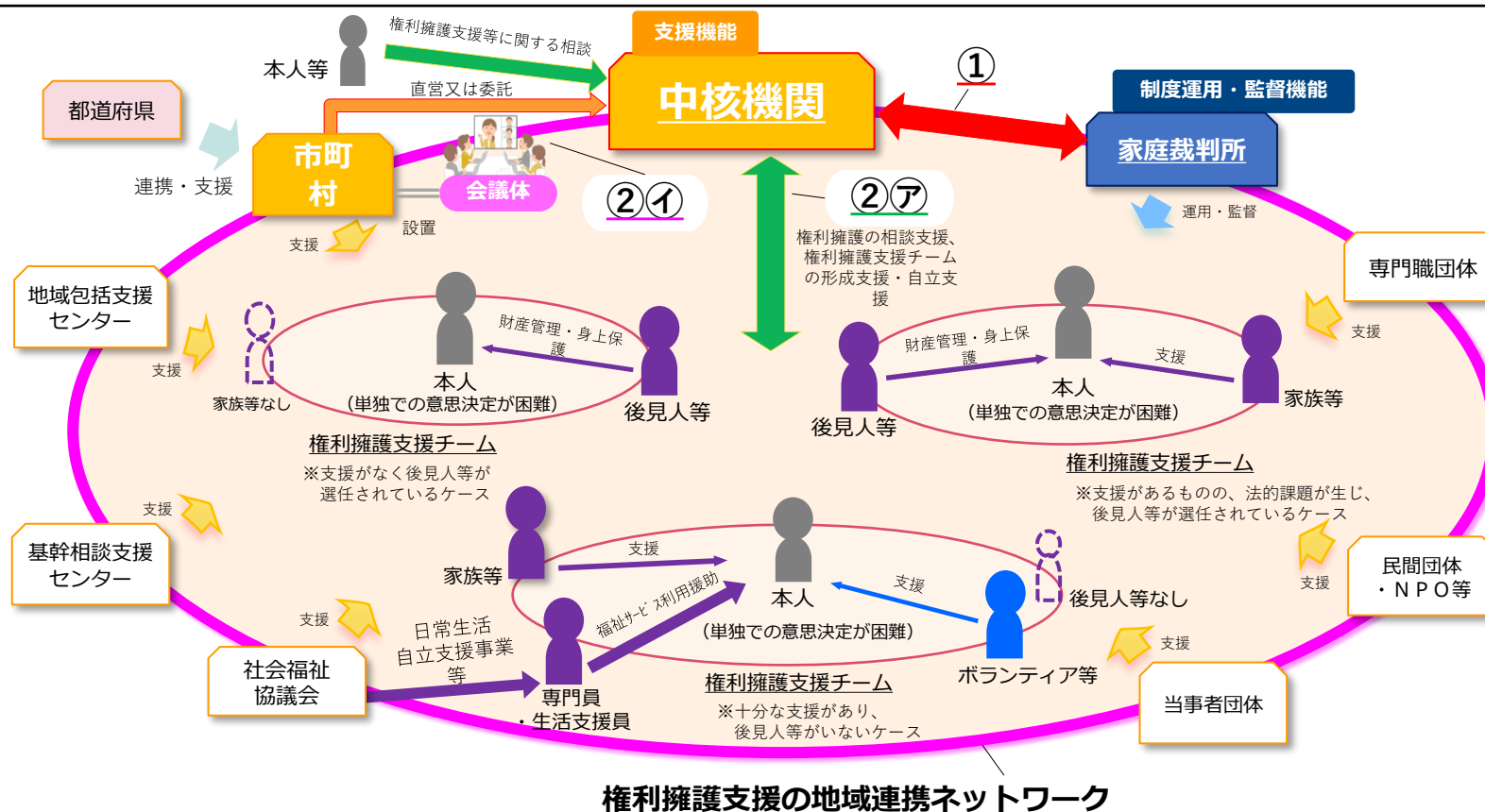
- 身寄りのない高齢者等への支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討し、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発することなどが必要。
- 判断能力が十分でなく権利擁護の必要性がある方への支援は、市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を基盤として、関係機関において相談を受け付け、関係者間における必要な情報共有や支援方針の検討を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を含めた地域の権利擁護支援策を調整し、チームによる適切な支援が行われるようにすることが必要。
- 市町村単位でのこうした支援体制を整備する観点から、必要な取組について検討。



## 中核機関の位置付け等について 一概要イメージ一

- ②① 「専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネート」を行う業務（会議体の運営等）。

(注) 中核機関を設置していない市町村においては、市町村自ら②の各業務を実施するよう努めるとともに、①に対応することとなる。



# 中核機関（地域権利擁護相談支援センター）の運営マニュアルの策定に向けた調査研究（令和8年度）

令和8年度 社会福祉推進事業（事業実施団体：公益社団法人 日本社会福祉士会）

## （１）目的

- 中核機関が地域権利擁護相談支援センターとして法定化されることで、その役割が明確化され、その業務に関し、守秘義務等も課せられることが予定されていることを踏まえ、既存の中核機関の運営マニュアルの見直しを行う（地域権利擁護相談支援センター運営マニュアル）。
- 制度改正を機に、市町村及び現在の中核機関職員等が地域権利擁護相談支援センターを円滑に運営できるようにするためのマニュアルとする。また、厚生労働省が実施する市町村・中核機関職員向け研修の教材等としても活用する。

## （２）事業内容

- マニュアルの見直しに当たっては、学識経験者、専門職団体、市町村及び中核機関担当者等からなる「検討委員会」と「作業部会」を設置し、地域権利擁護相談支援センターのコーディネート業務や会議の運営のあり方や守秘義務規定等を踏まえた留意点等を整理する。
- なお、第1期計画の内容からの所要の見直しのほか、今般の地域権利擁護相談支援センターの法定化が施行される令和9年4月に向けて整理すべき事項と、家庭裁判所からの意見照会対応等の仕組みなどの民法等改正による成年後見制度の見直しの施行後に整理すべき事項を切り分けながら整理する。

## （３）検討委員会

- 学識経験者
- 自治体（都道府県・市・町村）
- 中核機関
- 都道府県社会福祉協議会
- 専門職団体
- 当事者団体

## （４）作業部会

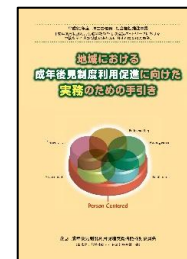
- 学識経験者
- 自治体（町村）
- 中核機関
- 都道府県社会福祉協議会
- 一次相談窓口  
（地域包括支援センター）
- 権利擁護の実務経験者

## （５）改定する既存マニュアル



平成29年度策定

厚生労働省 平成29年度老人保健健康増進等事業  
地域における成年後見制度の利用に関する相談機関や  
ネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業  
成年後見制度利用促進体制整備委員会  
（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）



平成30年度策定

厚生労働省 平成30年度社会福祉推進事業  
成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワーク  
における支援機能のあり方に関する調査研究事業  
成年後見制度利用促進支援機能検討委員会  
（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）

## 成年後見制度の見直しの概要

### 背景・必要性

- 高齢化の進展、単独世帯の増加などの家族の在り方の変化により、成年後見制度についてのニーズの増加・多様化
- 障害の有無にかかわらず自己決定権を尊重する理念の高まり



成年後見制度を更に使いやすくすることが喫緊の課題

### 【審議の経過】

|      |                                                         |
|------|---------------------------------------------------------|
| 令和6年 | 2月 法務大臣から法制審議会へ諮問<br>4月～民法（成年後見等関係）部会・民法（遺言関係）部会 調査審議開始 |
| 令和7年 | 6月・7月 各部会において中間試案取りまとめ・パブリックコメント                        |
| 令和8年 | 1月 各部会において要綱案取りまとめ予定                                    |

### 法定後見制度

本人の事理弁識能力が不十分である場合に、家庭裁判所が選任した者が本人を支援する制度

※現行の制度は、事理弁識能力の程度によって、利用できる制度を画一的に法定

| 対象者の能力 | 不十分      |                         | 著しく不十分   |                                  | 欠く常況 |               |
|--------|----------|-------------------------|----------|----------------------------------|------|---------------|
| 制度     | 補助       |                         | 保佐       |                                  | 後見   |               |
| 支援者    | 補助人      |                         | 保佐人      |                                  | 後見人  |               |
| 支援内容   | 特定の行為の代理 | 法定の重要な財産行為のうちの一部の行為の取消し | 特定の行為の代理 | 法定の重要な財産行為の取消し<br>+<br>特定の行為の取消し | 包括代理 | 日常行為以外の行為の取消し |



### 主要な改正事項

- 事理弁識能力を欠くと認定されると後見人が包括的な代理権・取消権を有する制度しか利用できず、自己決定が必要以上に制限
  - ・ 本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）に一元化し、後見・保佐の制度を廃止
  - ・ 事理弁識能力を欠く常況にある者は、法定の重要な財産行為の取消権の制度（特定補助の制度）を選択することが可能
- 事理弁識能力が回復しない限り利用をやめることができない
  - ・ 利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能
- 交代が困難である等ニーズに合った保護を受けることができない
  - ・ 選任時に本人の意思を尊重、意向の把握を義務化
  - ・ 本人の利益のため特に必要があるときに補助人を解任することが可能 等

※その他、任意後見契約、後見登記、家事事件手続に係る手続の見直しを含む。

### 施行日

公布から2年6月を超えない範囲で政令で定める日

※法務省資料から抜粋

## 重要ポイント① 必要な範囲・期間での制度利用が可能

### これまでの課題

- 事理弁識能力を欠く常況にある者と認定されると、利用できるのは、成年後見人が包括的な代理権・取消権を有する制度（後見の制度）のみ

利用動機（例えば遺産分割）と比べて  
自己決定が必要以上に制限される

- ※ 現行法は、事理弁識能力の程度に応じ、利用できる制度が次のどれかに定まる  
後見：包括的な代理権・取消権  
保佐：個別の代理権・幅広い要同意事項  
補助：個別の代理権・個別の要同意事項  
（同意を得ることなく行った行為は取消可能）
- ※ 後見の制度の利用に際しては、明らかに必要がないときは鑑定が不要

- 後見・保佐の制度では、利用動機の事務が終了しても事理弁識能力が回復しない限り利用をやめることができない

### 改正内容

- 特定の行為について権限を付与する仕組みに基本的に一元化
- ①事理弁識能力が不十分、②本人の同意、③**制度利用の必要性**を要件として、特定の行為について**個別に**
  - ・補助人に**代理権を付与**する審判（例えば遺産分割）
  - ・補助人の**同意を要する**との審判（本人が補助人の同意を得ることなく行った行為は取消可能）

本人にとって必要な範囲で制度利用を可能とし、  
自己決定に対する必要以上の制限を防止

- 例外的に、補助を開始した者が、事理弁識能力を欠く常況にある者と認定されるときは、法定の重要な財産行為について取消可能とする仕組み（特定補助の仕組み）を選択して利用可能
- ※ 特定補助の仕組みの利用に際しては、医師 2 人以上の意見を聴取した上で、明らかに必要がないときは鑑定が不要

- 事理弁識能力が回復していない場合でも、**制度利用の必要がなくなったと家庭裁判所が認めるときは**、申立て又は職権（※）により、**制度利用を終了可能**

- ※ 補助人に義務づけられる家庭裁判所への毎年 1 回の状況報告の際に、制度利用の必要がなくなったと認めるとき

※改正後民法の条文を踏まえて成年後見制度利用促進室において作成

## 重要ポイント② 成年後見制度の見直しに伴う主な経過措置

### 後見・保佐

① 利用中の制度の利用を  
継続したい場合



- 基本的には現行法の内容で**利用継続可能**
- 解任事由（※1）と意向尊重義務（※2）は改正後の民法を適用
  - ※1 本人の利益のため特に必要があるときに解任可能
  - ※2 補助人がその事務を行うに当たっては、適切な方法により、補助の事務に関する本人の意向を把握するようにしなければならない

② 新制度に**移行**したい場合



- 改正後の補助の制度に係る申立て（※3）をして**新制度を利用**
- 現在利用中の後見・保佐開始の審判は取消し
  - ※3 申立権者：本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人・保佐人等

③ 制度利用を**終了**したい場合



- 後見・保佐開始の審判の取消しの申立て（※4）が**可能**
  - ※4 申立権者：本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人・保佐人等

### 補助

① 利用中の制度の利用を  
継続したい場合



- 改正後の補助の制度の内容で**利用継続可能**

② 制度利用を**終了**したい場合



- 補助開始の審判の取消しの申立て（※5）が**可能**
  - ※5 申立権者：本人、配偶者、四親等内の親族、補助人等

参考：令和6年12月末時点の利用者数 後見17万9373人、保佐5万4916人、補助1万6857人（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」）

※民法改正法の条文を踏まえて成年後見制度利用促進室において作成

民法等改正法の施行後、地域における権利擁護支援の在り方はより多様化していくことが見込まれる。

## これまでの支援のイメージ(法改正前)

これまでは、成年後見制度を利用した後に別の支援に移行することは、基本的に想定されなかった。

相談支援

パターン①

成年後見制度

支援ニーズの精査

パターン②

福祉サービス利用援助事業  
(日常生活自立支援事業)  
等

判断能力の低下を確認  
支援ニーズの精査

成年後見制度

法改正による転換

※ 法改正後も旧制度の利用を継続できる。

## これからの支援のイメージ(法改正後)

法改正後は、補助の制度と他の支援との併用や、補助の制度の利用後に別の支援に移行することも想定される。

相談支援

パターン①

補助の制度

「必要性」が  
継続している  
ことの確認

パターン②

福祉サービス・保健医療  
サービス等利用援助事業  
等

「必要性」等  
の精査

補助の制度

パターン③

福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業 等

「必要性」等  
の精査

(上記でカバーできない部分)

補助の制度

「必要性」が  
なくなったこと  
の確認

パターン④

補助の制度

支援方針の  
アセスメント  
「必要性」がなく  
なったことの確認

福祉サービス・保健医療  
サービス等利用援助事業  
等



支援方針のアセスメント(新制度への移行も含む。)を適切に行うことや地域資源を充実させることが重要

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

## I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

### ◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

### ◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
  - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
  - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
  - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
  - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
  - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

### ◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



## II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
  - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
  - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

### 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
  - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
  - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
  - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

### 4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

# 2

## 令和 9 年度概算要求等について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 成年後見制度利用促進関係予算（令和8年度当初予算）

|                                             |                          | 社会・援護局                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 老健局                                              | 障害保健福祉部                                            |
|---------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 市町村計画の策定                                    |                          | ○市町村計画策定費の地方交付税措置                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | —                                                | —                                                  |
| 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進                     |                          | ○市町村における中核機関整備・運営費の地方交付税措置<br>○成年後見制度利用促進体制整備推進事業 5.4億円（7.0億円）<br>※令和7年度補正予算 2.4億円<br>・都道府県による市町村支援機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等<br>○互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業 0.8億円（0.9億円）<br>※令和7年度補正予算 0.4億円<br>・都道府県による意思決定支援研修等、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等との連携強化など<br>○成年後見制度利用促進体制整備研修事業 0.5億円（0.5億円）<br>○任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化事業 1.0億円（1.0億円） | —                                                | —                                                  |
| 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備                     |                          | ○成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業 23百万円（23百万円）                                                                                                                                                                                                                                                                              | —                                                | —                                                  |
| 担い手の確保・育成                                   | 市民後見人の育成（養成研修等）          | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ○権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円（97億円）の内数） | —                                                  |
|                                             | 法人後見の支援（研修、専門職との連携体制整備等） | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | —                                                | ○法人後見支援事業・法人後見養成研修事業（地域生活支援事業費等補助金505億円（502億円）の内数） |
| 成年後見制度利用（申立費用、後見等報酬）の助成                     |                          | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ○成年後見制度利用支援事業（高齢者）（地域支援事業交付金1,807億円（1,800億円）の内数） | ○成年後見制度利用支援事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金505億円（502億円）の内数）   |
| 成年後見制度の広報・啓発                                |                          | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                  | ○成年後見制度普及啓発事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金505億円（502億円）の内数）   |
| 日常生活自立支援事業・身寄りのない高齢者等の支援<br>※（ ）内は、前年度当初予算額 |                          | ○日常生活自立支援事業 38億円（38億円）<br>○身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業<br>※令和7年度補正予算 7.1億円                                                                                                                                                                                                                                           |                                                  |                                                    |

# 日常生活自立支援事業(概要)

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業。

第二期計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている」と評価。



## 1. 実施主体

- 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会

※ 事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託可

【令和7年度末の実施体制】(※)括弧書きは前年度末の実績

| 基幹的社会福祉協議会等の設置数      | 専門員数               | 生活支援員数               |
|----------------------|--------------------|----------------------|
| 1,640か所<br>(1,634か所) | 4,784人<br>(4,292人) | 16,774人<br>(15,401人) |

## 2. 利用対象者

- 判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。

【令和7年度末の実利用者数と内訳】

|               | 認知症高齢者             | 知的障害者              | 精神障害者              | その他              | 計                 |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|-------------------|
| 実利用者数<br>(割合) | 20,181人<br>(35.3%) | 15,146人<br>(26.5%) | 19,003人<br>(33.2%) | 2,855人<br>(5.0%) | 57,185人<br>(100%) |

## 3. 援助の内容

### 福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

### 日常的な金銭管理サービス

- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預け入れの手続き

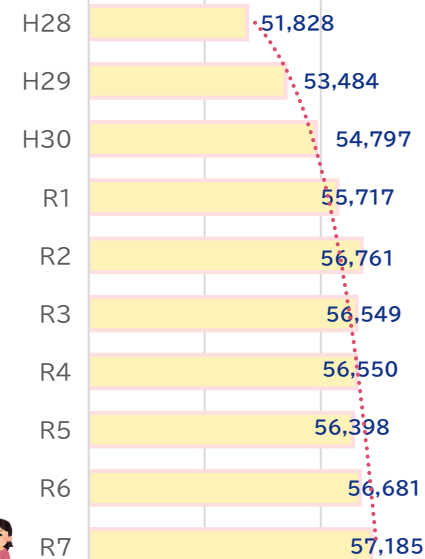
### 書類等の預かりサービス

- (保管できる書類等)
- ① 年金証書 ② 預貯金の通帳 ③ 権利証 ④ 契約書類 ⑤ 保険証書
  - ⑥ 実印・銀行印 ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類(カードを含む)

定期的な訪問による生活変化の察知  
《見守り》

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理等を実施(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)

## 4. 実利用者数の推移



# 新しい成年後見制度を見据えた地域の権利擁護支援体制の確保、頼れる身寄りがいない高齢者等の支援の推進

令和9年度概算要求額 66億円（46億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 9.9億円

- 第221回特別国会において改正された社会福祉法や民法等を踏まえ、関係する法制度の円滑な施行等に向けた地域の権利擁護支援に係る体制の充実・強化が急務である。
- このため、日常生活自立支援事業に従事する専門員等の処遇改善、人員体制の拡充等の体制整備を図るとともに、改正社会福祉法により創設される、頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力が不十分な者を支援する「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の施行に向けた試行的事業（令和7年度補正予算措置）を引き続き実施する。
- 改正社会福祉法により法定化された、地域における権利擁護支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」の市町村における立ち上げ・機能強化等を推進するとともに、都道府県による市町村への支援機能の強化を促す。
- また、改正民法による新しい成年後見制度の施行を見据え、制度の広報や実務を担う人材の研修等の充実を図る。

## 1. 日常生活自立支援事業の体制整備、身寄りのない高齢者等を支援する事業の試行実施について

現行事業において待機者が存在するといった課題の解消や、改正社会福祉法により創設される「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の施行も見据えて、人員体制の拡充等の支援体制の整備を図る。

- 日常生活自立支援事業における、従事者の処遇改善や専門員の専任化の推進等の体制整備。
- 「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」を円滑に実施するための社会福祉協議会における試行実施の支援等。

## 2. 地域権利擁護相談支援センターを中心とした地域連携ネットワークづくりの推進について

成年後見制度の見直しを見据え、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備の推進や、相談支援体制の確保を図る。

- 社会福祉法改正により、新たに位置づけられる「地域権利擁護相談支援センター」の立ち上げや機能強化の推進。  
※ 地域権利擁護相談支援センターの運営費等については、地方交付税措置されており、別途事業に必要な措置を要求。
- 都道府県による市町村支援体制の強化。（アドバイザーの派遣等の後方支援等）

## 3. 高齢者や障害者の権利擁護等に関する国の取組強化（広報等の強化）について

- 制度改正等に伴う国による広報の充実（ポータルサイト「成年後見制度はわかり」のリニューアル、当事者にも分かりやすい広報資料の作成）
- 国が実施する研修の充実（「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に対応するための行政や支援者等の人材養成）
- 社会福祉法改正の円滑な施行に向けた調査研究等の実施（「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」のガイドラインの策定、好事例の横展開等）

令和9年度概算要求額 55億円（38億円）（内は前年度当初予算額）

困窮補助金

※そのほか、身寄りのない高齢者等の課題に対応するための施行事業 令和7年度補正予算額 7.1億円

## 1 事業の目的

- 認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、あわせて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う専門員等の処遇改善等を推進する。
- 改正社会福祉法により創設された「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の施行も見据え、頼れる身寄りがいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、円滑に入退院・入退所をするための手続や死後事務等を行う試行的な事業を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### 1 現行の日常生活自立支援事業における取組

- (1) 福祉サービス利用援助事業
- (2) 福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業
- (3) 福祉サービス利用援助事業の普及・啓発

#### (事業内容)

- (1) 認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。
- (2) 福祉サービス利用援助事業の従事者に対する研修等を行う。

上記に加え、以下の取組(4)～(8)を行った場合に、以下を上限の目安として加算。

### (4) 処遇改善の取組(専門員・生活支援員) 実施主体1ヶ所あたり30,000千円

プラン作成等を担う専門員及び生活援助を担う生活支援員の処遇改善(賃上げや専任化の推進等)のための取組。



### (5) 日常生活支援事業の業務への市民後見人の参入・活用推進の取組 実施主体1ヶ所あたり600千円

日常生活自立支援事業の生活支援員として、市民後見人の参入を推進する取組。



### (6) 頼れる身寄りがいない高齢者等の課題に対応するための試行事業 (①入院・入所等の円滑な手続等支援、②死後事務の支援)



- ①または②いずれか実施：6,000千円
- ①と②を両方実施：12,000千円
- (※) 委託先1ヶ所あたり

日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがいないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を試行的に行う。

### (7) 運営適正化委員会等を活用した苦情等の体制整備の取組 実施主体1ヶ所あたり600千円

上記(6)試行事業と連携して、運営適正化委員会の連携により、課題や解決を行い事業の適正化を検証する取組。

※別途、上記(6)施行事業と連携して、運営適正化委員会における支援体制の拡充を行う。



### (8) 適切な実施のための地域の課題の把握等の調査研究、立ち上げのためのコンサルティング事業の活用

実施主体1ヶ所あたり10,000千円

社会福祉法の法施行等に向け、適切な実施のための地域の課題の把握等の調査研究、立ち上げのためのコンサルティング事業の活用を行う。

### 2 専門員等が支援に注力するための生産性向上(AIプラン作成等のICT)に関する民間団体の行う調査研究 25,000千円

#### <実施主体>

- 1 都道府県(政令市)社会福祉協議会  
※ 事業の一部を委託可
- 2 民間事業者への公募

#### <補助率、負担割合>

- 国 1/2、都道府県・指定都市 1/2  
※ 2については、国による公募(10/10)

1に関する補助金  
交付スキーム  
(2は国からの直接補助)

国 (交付要綱の作成等)

補助

都道府県

指定都市

補助

都道府県社協

指定都市社協

委託等可

市区町村社協等

令和9年度概算要求額 8.8億円 (6.2億円) ()内は前年度当初予算額

※そのほか、成年後見制度利用促進体制整備推進事業(中核機関のコーディネート機能強化)等 令和7年度補正予算額 2.8億円

## 1 事業の目的

- 今般の社会福祉法の改正において、中核機関を新たに「地域権利擁護相談支援センター」として法定化。令和9年4月の施行に向けて、「地域権利擁護相談支援センター」の設置や相談支援等の体制整備は喫緊の課題であり、国が後押しすることで市町村の体制整備を図る。  
※ 中核機関の設置状況(令和7年4月1日現在)：1,340市区町村(77.0%) (注) 第二期成年後見制度利用促進計画のKPIは、全市町村での設置が目標。
- 民法改正による成年後見制度の見直しを見据え、地域連携ネットワークの整備を推進するとともに、権利擁護にかかる相談支援体制の確保を図る。
- あわせて、国が都道府県を後押しすることで、市町村に対する都道府県のバックアップ体制の強化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### (1) 地域権利擁護相談支援センター立ち上げ支援事業

「地域権利擁護相談支援センター」の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村への補助を行う。

### (2) 地域権利擁護相談支援センター機能強化等地域における権利擁護支援体制の整備推進事業

「地域権利擁護相談支援センター」の機能強化を図る観点から、受任者調整や関係機関間の連携強化等の取組を行う市町村を支援するとともに、意思決定支援等の権利擁護支援の強化に資する研修等を行う市町村への補助を行う。

#### 【事業内容】

- 「地域権利擁護相談支援センター」の調整機能や受任者調整等のほか、対応困難事案の支援の円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど、既設の「地域権利擁護相談支援センター」の機能強化を行う。【1,000千円/1取組】  
＜取組例＞  
調整体制の強化、受任者調整の仕組み化、対応困難事案の支援円滑化、広域連携の実施、意思決定サポーター等の取組支援等)
- 意思決定支援研修の実施 【1,000千円】  
※ その他権利擁護支援の強化を図る研修 【300千円】
- オンラインを活用した法律専門職等との効果的な支援の推進を図る取組【300千円】

#### ＜実施主体＞

- (1) (2) 市町村
- (3) 都道府県

#### ＜1自治体あたり上限額＞

- (1) 600千円
- (2) 6,000千円
- (3) 12,000千円

#### ＜補助率＞

1/2

### (3) 都道府県による市町村機能強化事業

管内市町村の体制整備等の取組を進めるため、都道府県単位の「協議会」を設置して支援策を検討するなど、市町村支援機能の強化を図る都道府県を支援する。また、意思決定支援等の権利擁護支援の強化に資する研修や、権利擁護支援に係る施策間の適切な連携を図る都道府県に対する補助を行う。

#### 【事業内容】

- 都道府県単位の協議会の設置 【1,000千円】
- 市町村、相談センター等の職員向け研修の実施 【1,000千円】
- アドバイザーの配置、相談窓口の設置(相談センターの広域設置の調整支援、地域連携ネットワークの推進)【5,000千円】
- 法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組【10,000千円】
- 法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施【1,000千円】
- 虐待等の支援困難な事案について公的な関与による法人後見実施のための連携体制強化の取組【5,000千円】
- 意思決定支援研修の実施 【1,000千円】  
※ その他権利擁護支援の強化を図る研修 【300千円】
- 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業【5,000千円】  
※ 指定都市可
- オンラインを活用した法律専門職等との効果的な支援を推進するための取組 【300千円】

令和9年度概算要求額 2.1億円（1.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

自立相談支援事業従事者養成研修等委託費

## 1 事業の目的

- 社会福祉法の改正等による権利擁護に関する制度変更が、高齢者や障害者等の当事者や、支援者等の関係者に正確に届くよう、広報の充実を図る。
- また、改正法の施行を見据えて必要な知見を有する人材を養成する必要がある、行政や支援者等への研修等の強化を図る。
- さらに、改正社会福祉法の円滑な施行に向けて、「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」のガイドラインの策定、好事例の横展開等の調査研究等を行う必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### （1）広報等の強化（ポータルサイトの充実・活用促進）

- 民法や社会福祉法等の改正趣旨を踏まえた、「成年後見制度はわかり」におけるコンテンツの見直しや全面的な改定。  
また、当事者や団体等に対しても、わかりやすい資料や丁寧な情報発信が必要。今後、法務省や最高裁等と連携しながら、当事者や家族、団体、支援者等の関係者への分かりやすいリーフレット等の作成等、広報の強化を行う。
- 新制度の円滑な施行に資するよう、自治体等の支援窓口「Kねっと」（自治体等からの相談対応等や個別のコンサル、ニュースレターの発出等）を設置し、国による自治体や支援者の支援体制の確保を図る。  
（例）自治体等からの相談窓口の設置、自治体や社協との定期的な意見交換会、オンライン会議の開催 等

### （2）その他（調査研究、国研修等）

- 「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の施行に向けた試行的事業の課題分析や好事例の横展開を行う。
- 次期成年後見制度利用促進基本計画の策定に伴い、指標の必要事項に係る調査内容の全面的な見直し等を行う。
- 国が実施する研修について、「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に対応するための人材養成を行う。

## 3 費用内訳

|                            |                     |
|----------------------------|---------------------|
| ○ 成年後見制度利用促進体制整備研修         | 63,304千円（50,136千円）  |
| ○ 任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業    | 118,182千円（98,300千円） |
| ○ 成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等一式 | 26,991千円（22,838千円）  |